

指定介護老人福祉施設サービス提供同意書

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 社会福祉法人神戸中央福祉会
特別養護老人ホーム山手さくら苑

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私たちは、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供に同意しました。

〔入居者〕

住所 _____

氏名 _____ 生年月日 T・S 年 月 日 歳

〔契約者〕

住所 _____

氏名 _____ 印（入居者との関係 _____）

〔連帯保証人〕

住所 _____

氏名 _____ 印（契約者との関係 _____）

社会福祉法人神戸中央福祉会 山手さくら苑

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(兵庫県指定第 2875101004 号)

当施設は入居者に対し介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

－ 目次 －

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. ご利用施設の概要
4. 施設利用対象者
5. 契約締結からサービス提供までの流れ
6. 居室等の概要
7. 職員の配置状況
8. 当施設が提供するサービスと利用料金
9. 施設を退居していただく場合
10. 連帯保証人
11. 苦情の受付について
12. サービス提供における施設の義務
13. 施設利用の留意事項
14. 緊急時の対応について
15. 損害賠償について

1. 施設経営法人

- (1) 法人名称 社会福祉法人 神戸中央福祉会
(2) 法人所在地 神戸市中央区下山手通7丁目1番16号
(3) 電話番号 078-367-3780
(4) F A X 番号 078-367-3781
(5) 代表者氏名 理事長 鄒 美千代
(6) 設立年月日 平成13年3月29日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・指定兵庫県 2875101004 号
(2) 施設の目的 社会福祉法人神戸中央福祉会（以下、「法人」という）が経営する特別養護老人ホーム山手さくら苑（以下、「施設」という）は、「入居者」が、自らの意思または能力に基づいて質の高い生活をおくっていただけるお手伝いをさせていただきます。
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 山手さくら苑
(4) 施設の所在地 神戸市中央区下山手通7丁目1番16号
交通機関 高速鉄道：花隈駅西出口より徒歩5分
阪神：西元町駅より徒歩10分
地下鉄：大倉山駅・県庁前駅より徒歩10分
(5) 電話番号 078-367-3780
(6) F A X 番号 078-367-3781
(7) ホームページアドレス <http://kobechuofukusikai.net/yamatesakuraen/>
(8) 管理者氏名 施設長 野尻 信一郎
兼務内容

兼務する事業	業務内容
短期入所生活介護	管理者
通所介護	管理者

(9) 施設の運営方針

ノーマライゼーションの考え方をもとに、「生きていく喜び、わかちあう」の理念のもと、入居者と地域の方々そして職員とが、お互いが認め合い支え合うことのできる関係をつくることを目標とします。

私たちの誓い

私たちの業務は、ケアを通して、入居者やご家族、地域のみなさんと、「生きていく喜びを、わかちあう」ことです。

私たちは、次の3つを胸に刻み業務に望みます。

1 いつまでも「老い」を支え続けます

私たちは、加齢や障害による心身状態の変化を、「その人となり」としてとらえ、その人らしく生きていくお手伝いをさせていただきます。

2 ケアの質を専門的に高めます

私たちは、医療と福祉のそれぞれの専門性を活かした質の高いケアをさせていただきます。

3 接遇を大切にします

私たちは、共に生きていく人間同士として優しさと思いやりのある関係を築いていきます。

(10) 開設年月 平成14年4月1日

(11) 入居定員 60名

3. ご利用施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 3648.11 m²

(3) 併設事業

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定	利用定員
短期入所生活介護	第2875101020号	10名（一般・介護予防型10）
通所介護	第2875101012号	50名（一般・介護予防型50）
居宅介護支援	第2875101038号	

4. 施設利用対象者

(1) 施設に入居できるのは、原則として介護保険制度における要介護度認定の結果、「要介護3以上」と認定された方が対象となります。ただし、入居時において「要介護」の認定を受けておられる入居者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退居していただくことになります。

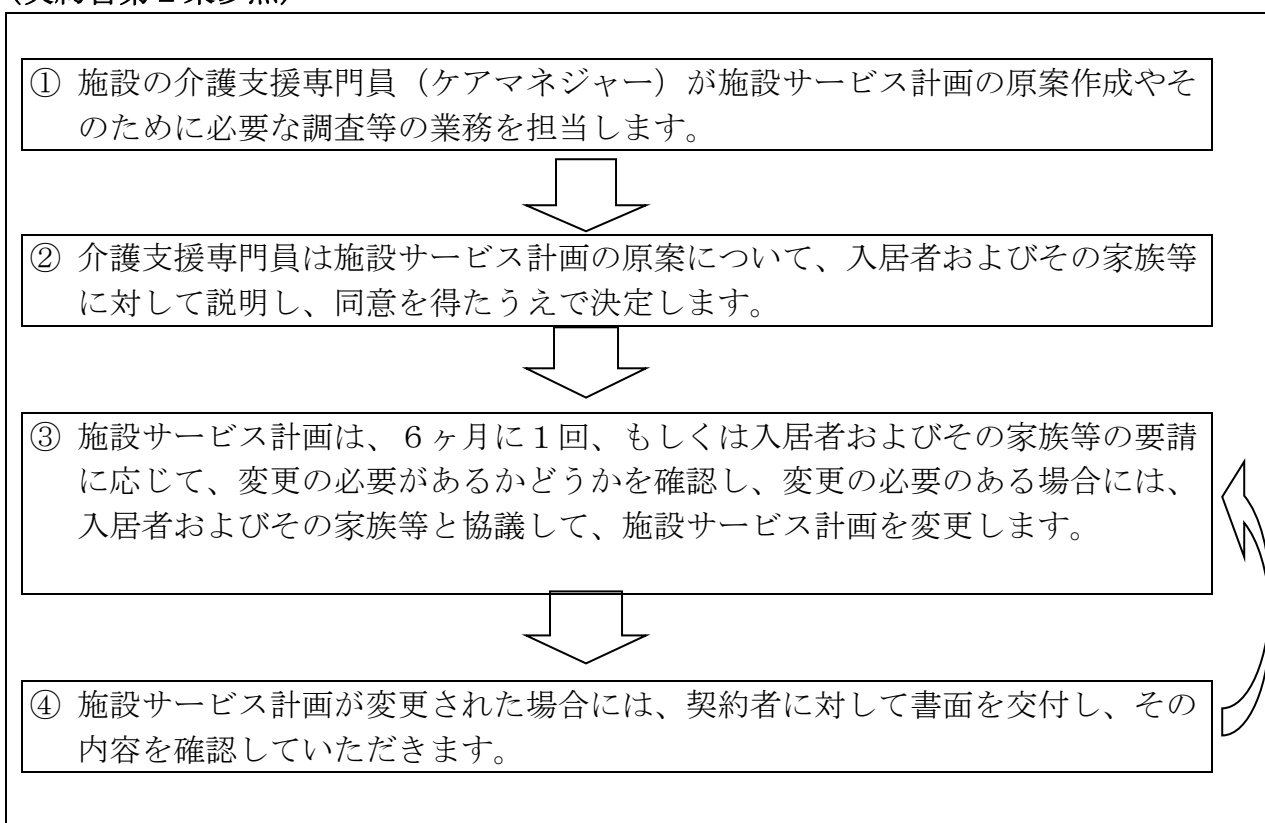
(2) 入居契約の締結前に、施設から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、入居者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

尚、感染症を有し、他の入居者に重大な影響を与える恐れがある等、やむを得ない場合には、治癒するまで入居をお断りする場合があります。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成およびその変更は次の通り行います。
（契約書第2条参照）



6. 居室等の概要

施設では以下の居室・設備をご用意しています。また施設では、部屋の中や自分の中に「閉じこもり」を引き起こさないためにも、入居者同士の「近所づきあい」の様な人間関係の形成を大切にしていきたいという考えのもと、入居される居室は、原則として4人部屋です。ただし、入居者の心身の状況や居室の空き状況等により個室になる場合があります。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1人部屋）	8室	面積：13.87㎡・トイレ有
4人部屋	13室	面積：47.49㎡・トイレ有
合 計	28室	
食堂・機能訓練室	2室	面積：255.22㎡
浴室	2室	一般浴・個別浴槽・リフト浴装置・寝台浴槽
医 務 室	1室	

*居室の変更：

入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族等と協議の上決定するものとします。

*居室に関する特記事項：

個室はもちろんのこと、四人部屋にも各人ベッドサイドに窓があり、光と風が注ぎます。また、各人別の間仕切りに障子を採用し、プライバシーの確保と併せて、近所づきあいのような人間関係をめざしています。

7. 職員の配置状況

施設では、入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（併設する短期入所生活介護事業との一体運営により合算数で表示しています。）

〈主な職員の配置状況〉 職員配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員
1. 施設長（管理者）	1 名
2. 医師	必要数
3. 生活相談員	1 名以上
4. 介護職員	2 0 名以上
5. 看護職員	3 名以上
6. 機能訓練指導員	1 名以上
7. 介護支援専門員	1 名以上
8. 管理栄養士	1 名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 施設長（管理者）	9：00 ～ 18：00
2. 生活相談員 介護支援専門員	9：00 ～ 18：00
3. 介護職員	7：30 ～ 16：30 9：00 ～ 18：00 11：00 ～ 20：00 16：30 ～ 9：30
4. 看護職員	7：30 ～ 16：30 9：00 ～ 18：00 9：30 ～ 18：30
5. 管理栄養士	9：00 ～ 18：00
6. 機能訓練指導員	9：00 ～ 18：00

〈配置職員の職務内容〉

○施設長

入居者が暮らしやすい施設づくりのため、施設の運営を掌握し職員を指揮監督します。

○生活相談員

入居者の入退所のお世話、日常生活上の相談・お手伝い等を行います。

○介護職員

入居者の日常生活の介護および相談等を行います。

○看護職員

医師の診療補助および医師の支持を受けて、入居者の健康管理や看護・保健衛生業務を行います。

○機能訓練指導員

入居者が日常生活を営むのに必要な機能を回復または維持し、その減退を防止するために必要な訓練および指導を担当します。

○介護支援専門員

入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

○医師

入居者に対して診療および施設の保健衛生・療養上の指導を行います。

○管理栄養士

入居者に対して栄養指導を行います。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

施設が提供するサービスについては、下記の通りです。

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。入居者本人の合計所得金額が160万円以上（単身で年金収入のみの場合280万円以上）の場合は、利用料金の8割、入居者本人の合計所得金額が220万円以上（単身で年金収入のみの場合340万円以上）の場合は、利用料金の7割（介護保険料の滞納がある場合を除く）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状態および嗜好を考慮し、適温に配慮し、適切な時間に食事を提供します。
- ・医師・管理栄養士が中心となり、栄養ケア計画を作成し、定期的に見直します。
- ・栄養状態の把握や嚥下機能に応じた食形態に配慮します。
- ・健康状態に応じた療養食を提供します。
- ・入居者の体力の向上や食欲増進のため離床して食堂にて他の入居者と時間と空間を共有して楽しく食事をとっていただくことを目標としています（入居者の希望により居室等でお召し上がりいただくことが可能です）。
- ・日常の食事は選択メニューを提供することで、自らの意思に基づいて選択していただき、また季節料理・バイキング・手作り料理会も行います。

（食事時間）

朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 おやつ 15:00～16:00 夕食 18:00～19:00

②入浴

- ・入浴または清拭を週2回以上行います。身体の状態によって、個別浴槽・リフト浴装置・寝台浴槽を使用して入浴することができます。
- ・入居者およびその家族と介護職員、看護職員、機能訓練指導員等と協議して、なるべく自立を助ける入浴形態を考えます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。ま

た、安易におむつ使用にならないよう、排泄パターンを把握し、適時に誘導するよう心がけます。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復または維持し、またはその減退を防止するための訓練を行うとともに、生活意欲の増進を図るために、日常の生活行為を通して自立のために必要なADL（日常生活動作）についての訓練を行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護師が、常に入居者の健康の状況に注意し、疾病の早期発見・予防など健康保持のために、年1回以上の健康診断を定期的実施します。

⑥その他の支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・定例行事および日々のレクリエーションを行います。

〈サービス利用料金〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。）

サービス利用料金表

基本料金 *1. 2. 3. 4. 5

（1日あたり）

料金項目	①サービス 利用料金	②サービス利用時 自己負担額（1割）	③サービス利用時 自己負担額（2割）	④サービス利用時 自己負担額（3割）
要介護1	6,208円	621円	1,242円	1,863円
要介護2	6,945円	695円	1,389円	2,084円
要介護3	7,715円	772円	1,543円	2,315円
要介護4	8,453円	846円	1,691円	2,536円
要介護5	9,180円	918円	1,836円	2,754円

加 算

（1日あたり）

料金項目	①サービス 利用料金	②自己負担 （1割）	③自己負担額 （2割）	④自己負担額 （3割）
精神科医療養指導加算 *6	52円	6円	11円	16円
療養食加算 *7（1回のみ）	63円	7円（回）	13円（回）	19円（回）
経口移行加算 *8	295円	30円	59円	89円
福祉施設初期加算 *9	316円	32円	64円	95円
福祉施設外泊時費用 *10	2,592円	260円	519円	778円
経口維持加算（Ⅰ）	4,216円	422円（月）	844円（月）	1,265円（月）
経口維持加算（Ⅱ）	1,054円	106円（月）	211円（月）	317円（月）

料金項目	①サービス 利用料金	②自己負担 (1割)	③自己負担額 (2割)	④自己負担額 (3割)
看取り介護加算(Ⅱ)				
・死亡日以前31日以上45日以下	758円	76円	152円	228円
・死亡日以前4日以上30日以下	1,517円	152円	304円	456円
・死亡日以前2日又は3日	8,221円	823円	1,645円	2,467円
・死亡日	16,653円	1,666円	3,331円	4,996円
日常生活継続支援加算	379円	38円	76円	114円
看護体制加算(Ⅰ)	42円	5円	9円	13円
看護体制加算(Ⅱ)	84円	9円	17円	26円
夜間職員配置加算(Ⅲ)	168円	17円	34円	51円
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	948円	95円(月)	190円(月)	285円(月)
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1,159円	116円(月)	232円(月)	348円(月)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	31円	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	42円	5円	9円	13円
若年性認知症受入加算	1,264円	127円	253円	380円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,108円	211円	422円	633円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	126円	13円	26円	38円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	210円	21円	42円	63円
個別機能訓練加算(Ⅲ)	210円	21円	42円	63円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	1,054円	106円(月)	211円(月)	317円(月)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,108円	211円	422円	633円
再入所栄養連携加算(1回のみ)	2,108円	211円(回)	422円(回)	633円(回)
栄養マネジメント強化加算	115円	12円	23円	35円
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	6,851円	686円(回)	1,371円(回)	2,056円(回)
配置医師緊急時対応加算(深夜)	13,702円	1,371円(回)	2,741円(回)	4,111円(回)
置医師緊急時対応加算(上記以外)	3,425円	343円(回)	685円(回)	1,028円(回)
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	31円	4円(月)	7円(月)	10円(月)
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	137円	14円(月)	28円(月)	42円(月)
排泄支援加算Ⅰ	105円	11円(月)	21円(月)	32円(月)
排泄支援加算Ⅱ	158円	16円(月)	32円(月)	48円(月)
排泄支援加算Ⅲ	210円	21円(月)	42円(月)	63円(月)
安全対策体制加算(1回のみ)	210円	21円(回)	42円(回)	63円(回)
科学的介護推進体制加算Ⅰ	421円	43円(月)	85円(月)	127円(月)
科学的介護推進体制加算Ⅱ	527円	53円(月)	106円(月)	159円(月)
A・D・L維持等加算Ⅰ	316円	32円(月)	64円(月)	95円(月)
A・D・L維持等加算Ⅱ	632円	64円(月)	127円(月)	190円(月)
自立支援促進加算	2,951円	296円(月)	591円(月)	886円(月)

料金項目	①サービス 利用料金	②自己負担額 (1割)	③自己負担額 (2割)	④自己負担額 (3割)
特別通院送迎加算	6,260円	626円(月)	1,252円(月)	1,878円(月)
協力医療連携加算(2024年度)	1,054円	106円(月)	211円(月)	317円(月)
協力医療連携加算(2025年度)	527円	53円(月)	106円(月)	159円(月)
協力医療連携加算(上記以降)	52円	6円(月)	11円(月)	16円(月)
退所時情報提供加算	2,635円	264(回)	527円(回)	791円(回)
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	105円	11円(月)	21円(月)	32円(月)
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	52円	6円(月)	11円(月)	16円(月)
新興感染症等施設療養費	2,529円	253円(日)	506円(日)	759円(日)
認知症チーム推進加算Ⅰ	1,581円	159円(月)	317円(月)	475円(月)
認知症チーム推進加算Ⅱ	1,264円	127円(月)	253円(月)	380円(月)
退所時栄養情報連携加算	737円	74円(回)	148円(回)	222円(回)
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,054円	106円(月)	211円(月)	317円(月)
生産性向上推進体制加算Ⅱ	105円	11円(月)	21円(月)	32円(月)
業務継続計画未策定減算	所定単位数の99%で算定			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の99%で算定			
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の99%で算定(2025年4月より)			
介護職員処遇改善加算Ⅰ (2024年5月末まで)	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に、サービス別加算率(8.3%)を乗じた単位数×地域の1単位の単価(10.54)が加算料金となり、自己負担額はその1割、2割又は3割になります。			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (2024年5月末まで)	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に、サービス別加算率(2.7%)を乗じた単位数×地域の1単位の単価(10.54)が加算料金となり、自己負担額はその1割、2割又は3割になります。			
介護職員等「ベースアップ」等支援加算 (2024年5月末まで)	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に、サービス別加算率(1.6%)を乗じた単位数×地域の1単位の単価(10.54)が加算料金となり、自己負担額はその1割、2割又は3割になります。			
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (2024年6月から)	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に、サービス別加算率(1.4%)を乗じた単位数×地域の1単位の単価(10.54)が加算料金となり、自己負担額はその1割、2割又は3割になります。			

- ＊1 入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくことになります(償還払い)。
償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ＊2 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。ただしこの場合、入居者またはご家族に変更された額をお知らせいたします。

- * 3 入居者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
- * 4 サービス利用料金表の料金は地域単位数 10.54 を乗じた料金となっています。
- * 5 サービス利用料金表の該当料金と加算料金項目(施設が算定している項目)を合算したものが、1 日あたりの利用料金となります。
- * 6 精神科医師が月 2 回回診します。
- * 7 医師の食事箋に基づき腎臓病・糖尿病食などの健康状態に応じた食事を提供(1 日に 3 回を限度)します。
- * 8 経管により食事を摂取している利用者について、経口摂取をすすめるために、医師の指示に基づく栄養管理を行います。
- * 9 新規入所された場合若しくは 30 日を超えて入院した後に施設へ戻られた場合は、最初の 30 日間分については、初期加算をご負担していただくことになります。
- * 10 一時外泊について(契約書第 23 条参照)は外泊期間中、月 6 日を限度として外泊費用をご負担いただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第 4 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 居住費

光熱水費相当や個室室料をご負担頂きます。ただし、「介護保険 負担限度額認定証」が発行されている方に関しては、認定証に記載の額となります

○個室 1 日 1,231 円

○4 人部屋 1 日 915 円

② 食費

食材料費および調理コストをご負担頂きます。ただし、「介護保険 負担限度額認定証」が発行されている方に関しては、認定証に記載の額となります。また、おせち料理等通常の食材料費より著しく料金がかかる場合には、実費相当の料金を負担いただきます。

食費 1 日 1,700 円

③ 特別な食事の提供

入居者やご家族のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用から栄養マネジメント加算を控除した妥当な範囲内の額

④ 貴重品の管理

○お預かりするもの：後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳・介護保険証等

○保管管理者：施設長

⑤ レクリエーション、クラブ活動

入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただけます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

⑥ 複写物の交付

契約者や入居者、その家族は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

1枚につき 10円（消費税含む）

⑦日常生活上必要とする諸費用

日常生活用品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

衣服、上履き、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。費用としては、代金の実費をいただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑧契約書第21条に定める所定の料金

入居者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度	1	2	3	4	5
料金（個室）	5,765円	6,471円	7,188円	7,894円	8,579円
料金（4人部屋）	5,765円	6,471円	7,188円	7,894円	8,579円

入居者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合は、要介護1と同様の料金を頂きます。

なお、この期間中において、介護保険による給付があった場合には、上記の表により計算した金額からこの介護保険給付額を控除することといたします。

上記の他、食事代1日1,700円

*経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）・（2）の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、翌月にご請求致しますので、26日までに下記の方法にてお支払い下さい。（1ヶ月に満たさない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

①預かり金通帳による振替

ご利用できる金融機関：播州信用金庫

②施設指定口座へのお振り込み

（4）入居中の医療の提供について

当施設では下記の嘱託医師が定期的に回診を行っております。

鄒 美千代 医師 （内科・循環器内科）

鄒 貴 光 医師 （外科）

長瀬 文太 医師 （精神科）

南 霧子 医師 （精神科）

小寺澤 舞 医師 （精神科）

契約者や入居者の希望もしくは医師の判断により、医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下

記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）
尚、協力医療機関に限らず、診療や入院が必要になった場合には、通院の付き添い等をお願いする場合があります。

①協力病院

病院の名称	神鋼記念病院
所 在 地	神戸市中央区脇浜町 1 丁目 4 番 4 7 号
診 療 科	内科・循環器科・呼吸器科・消化器科 眼科・皮膚科・脳神経外科
病院の名称	神戸労災病院
所 在 地	神戸市中央区籠池通 4 丁目 1－2 3
診 療 科	内科・消化器科・整形外科・外科 精神神経科・耳鼻咽喉科・泌尿器科
病院の名称	王子クリニック
所 在 地	神戸市中央区籠池通 5 丁目 1－2 5
診 療 科	内科・循環器内科・人工透析内科 整形外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	きよばやし歯科
所 在 地	神戸市中央区旗塚通 2 丁目 2－1 6

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下の様な事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、施設との契約は終了し、入居者に退所していただくことになります。（契約書第 1 5 条参照）

- | |
|---|
| <p>①入居者が死亡した場合</p> <p>②要介護認定により入居者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合</p> <p>③事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合</p> <p>④施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>⑤事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合</p> <p>⑥入居者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p> <p>⑦事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p> |
|---|

- （1）入居者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 1 6 条、第 1 7 条参照）
契約の有効期間内であっても、入居者から当施設に退所を申し出ることができま

す。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入居者が入院された場合
- ③ 施設もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 施設もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 施設もしくは職員が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(2) 施設からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）
以下の事項に該当する場合には、施設から退所していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結に際して、入居者の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者又は連帯保証人によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者又はその家族等が、故意または過失により施設の設備を毀損したり、または、施設の職員もしくは施設の他の入居者等の所有物に損害を与えたり、その他著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ④ 入居者又はその家族等が施設の職員や施設の他の入居者に対して、身体的・精神的暴力を加えたり、セクシャルハラスメント行為を行うことにより、施設の職員や施設の他の入居者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、あるいは、入居者が自傷行為を繰り返す場合など、本契約を継続しがたい事情が生じた場合
- ⑤ 入居者が連続して3ヶ月を超えて病院、診療所に入院すると見込まれた場合もしくは入院した場合
- ⑥ 入居者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護医療院に入院した場合

入居者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

施設に入居中、医療機関へ入院する必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3ヶ月以内の入院の場合

当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

また、料金につきましては、入院の翌日から当該月 6 日間（当該入院が月をまたがる場合は最大 12 日間）の範囲内で、実際に入院した日数分で外泊費用及び居住費をご負担いただきます。（入居者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。）

② 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月を超えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。

但し、契約を解除した場合であっても 3 ヶ月以内に退院された場合には、再び施設に入居できるよう努めます。ただし、施設が満室の場合には、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用できますように努めます。

③ 3 ヶ月を超えて入院した場合

3 ヶ月を超えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、施設に再び優先的に入居することはできません。

（3）円滑な退所のための援助（契約書第 19 条参照）

入居者が施設を退所する場合には、契約者の希望により、施設は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

10. 連帯保証人（契約書第 22 条参照）

（1）契約締結にあたり、連帯保証人をお願いすることになります。

しかしながら、契約者において、連帯保証人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入居契約締結にあたって、施設は、連帯保証人を立てないことを認めることがあります。

（2）連帯保証人には、これまで最も身近にいて、入居者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

（3）連帯保証人には、本契約から生じる契約者の債務について、限度額 240 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、入居者、契約者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、確定した債務について、ご負担いただく場合があります。

また、こればかりではなく、入居者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後の入居者の受け入れ先を確保したりするなどの責任を負うことになります。

（4）入居者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や身の回りの日常生活用

品（貴重品は除外します）の引取等についても、連帯保証人が責任を負うことになります。

また、入居者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、施設に残された入居者の日常生活用品を入居者自身が引き取れない場合には、連帯保証人にこれを引き取っていただくことになります。

これらの引き取り等の処理にかかる費用については、契約者または連帯保証人にご負担いただくことになります。

（５）連帯保証人が死亡したり、破産宣告を受けたりした場合には、施設は、あらたな連帯保証人を立てていただくために、契約者にご協力をお願いする場合があります。

（６）連帯保証人からの請求があった場合には、連帯保証人に利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の債務の額等に関する情報を提供します。

1 1. 苦情の受付について（契約書第 2 4 条参照）

（１）施設における苦情の受付

●苦情受付担当者

〔氏 名〕 安枝 貴広

〔職 名〕 生活相談員

受付時間 9：00～18：00

相談方法 文書・面談・電話・FAX・メール

●苦情解決責任者

〔氏 名〕 野尻 信一郎

〔職 名〕 施設長

●第三者委員

〔氏 名〕 岩下 達美

〔連絡先〕 電話番号：078－581－7447

〔氏 名〕 中島 桜子

〔連絡先〕 電話番号：079－568－1407

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となっておりますが、第三者委員に直接苦情を申し立てることも出来ます。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

（２）行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓 口	所在地：神戸市中央区三宮町1丁目9番1－1801号 電話番号：078－332－5617 FAX番号：078－332－5650 受付時間：8：45～17：15（月～金）
----------------------------------	--

○神戸市福祉局 監査指導部	所在地：神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号：078-322-6242 FAX番号：078-322-5771 受付時間：8：45～12：00 13：00～17：30（月～金）
○神戸市消費生活センター （契約についてのご相談）	所在地：神戸市中央区橘通3丁目4番1号 電話番号：078-371-1221 FAX番号：078-351-5556 受付時間：9：00～17：00（月～金）

12. サービス提供における施設の義務（契約書第8条、第9条参照）

施設は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①入居者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②入居者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護師と連携の上、入居者から聴取、確認します。
- ③非常災害対策に備えて、消防計画・風水害・地震等に対処する計画を作成し、年2回定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行います。
- ④入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者或いはその連帯保証人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者または他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦施設および職員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、入居者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、入居者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、入居者または契約者の同意を得て行います。

13. 施設利用の留意事項

施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
生もの・刃物・危険物・その他施設が持ち込みを認めないもの

(2) 面会

面会時間は午前8時～午後8時までとなっております。

来訪される場合、(1)で定められたものの持ち込みはご遠慮下さい。

また、感染の恐れのある疾患を発症している場合はご遠慮下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第23条参照）

外出、外泊をされる場合は、3日前までにお申し出下さい。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

ただし、外泊については、原則として最長で月7泊（月をまたがる場合は、最大で連続13泊）とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、3日前までに申し出下さい。3日前までに申し出があった場合には、前記8（2）に定める食費は徴収いたしません。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条・第11条参照）

○居室および共用スペースをその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状に復していただくか、または修理費相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内はすべて禁煙となっておりますので喫煙はご遠慮下さい。

14. 緊急時の対応について

(1) 事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告・説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

(2) 火災・風水害・地震等の非常災害時には、速やかに避難・救出を行い、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じ、入居者の安全を確保します。

(3) 入居者に体調悪化等の急変が生じた場合には、速やかに医師に状況を報告し、医師の指示の元、必要な措置を講じます。またご家族に対し、状況を報告・説明致します。

15. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

(1) 施設において、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害については、施設は賠償する責任を負います。

ただし、その損害の発生について、契約者側に故意または過失が認められる場合

において入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

- (2) 施設では、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社他の事業者賠償責任保険他に加入しております。これは、指定介護老人福祉施設が行う、介護保険法第7条および第27条に規定された介護老人福祉事業に起因する、第三者（利用者を含む）に対する損害賠償責任リスクを包括的に保証するもので、賠償できる事項については、身体障害・財物損壊・経済的損害（業務遂行上の不注意により利用者に与えた財産的損失）となります。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族等に当該保険等の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

- (3) 施設は、自己の責任を帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ①契約者（その家族、連帯保証人等も含む）が、契約締結に際し、入居者の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ②契約者（その家族、連帯保証人等も含む）が、入居者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③入居者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④入居者が、施設もしくは職員の指示等に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

- (4) 入居者の責めに帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、事業者は入居者または契約者に対し、その損害賠償を請求できるものとします。

16. 第三者評価について

施設の提供するサービスの第三者評価の実施状況について

- (1) 実施の有無 有
- (2) 直近の実施年月日 平成31年2月19日
- (3) 実施評価機関名 神戸市老人福祉施設連盟第三者評価委員会
- (4) 評価結果の開示状況 神戸市老人福祉施設連盟ホームページ
<http://www.kobe-roushiren.jp>

平成14年	8月	1日	一部改正	令和	1年	10月	1日	一部改正
平成14年	9月	16日	一部改正	令和	2年	4月	1日	一部改正
平成14年	10月	1日	一部改正	令和	2年	7月	1日	一部改正
平成15年	4月	1日	一部改正	令和	3年	4月	1日	一部改正
平成15年	8月	20日	一部改正	令和	6年	4月	1日	一部改正
平成16年	4月	1日	一部改正	令和	6年	8月	1日	一部改正
平成17年	10月	1日	一部改正	令和	7年	6月	21日	一部改正
平成18年	2月	16日	一部改正					
平成18年	4月	1日	一部改正					
平成18年	6月	1日	一部改正					
平成18年	9月	1日	一部改正					
平成19年	2月	1日	一部改正					
平成19年	8月	1日	一部改正					
平成19年	12月	1日	一部改正					
平成20年	3月	1日	一部改正					
平成20年	6月	1日	一部改正					
平成20年	7月	1日	一部改正					
平成21年	4月	1日	一部改正					
平成22年	6月	1日	一部改正					
平成22年	6月	14日	一部改正					
平成23年	6月	1日	一部改正					
平成24年	4月	1日	一部改正					
平成24年	8月	1日	一部改正					
平成26年	1月	31日	一部改正					
平成26年	4月	1日	一部改正					
平成27年	4月	1日	一部改正					
平成28年	1月	1日	一部改正					
平成28年	4月	1日	一部改正					
平成29年	2月	1日	一部改正					
平成29年	4月	1日	一部改正					
平成30年	4月	1日	一部改正					
平成30年	8月	1日	一部改正					
平成31年	1月	1日	一部改正					
平成31年	4月	1日	一部改正					